

中小企業者等への支援制度

陸前高田市 地域振興部 商政課

令和元年度

目 次

内 容	ページ
1、 事業所が被災した	
(1) 中小企業被災資産復旧事業費補助金	3
(2) 被災中小企業復興支援補助金	
(3) 中小企業等復旧・復興支援補助金	4
2、 テナント事業所で被災した	
(1) テナント事業者本設店舗建設補助金	4
3、 起業したい	
(1) 新規起業者支援事業費補助金	5
4、 ユニバーサルデザインに配慮した事業所にしたい	
(1) 中小企業復興店舗等整備補助金	5
5、 従業員の宿舎を整備したい	
(1) 地域基幹産業人材確保支援事業	6
6、 設備投資したい	
(1) 中小企業設備投資促進事業費補助金	7
7、 税金の優遇を受けたい	
(1) 特区制度による税制優遇	8
8、 市内に進出(立地、増設)したい	
(1) 立地奨励金・雇用奨励金・利子補給金	9
(2) 立地促進補助金	10
9、 新規学卒者を雇用したら	
(1) 企業雇用拡大奨励金	11
10、 土地利活用バンクを使用したら	
土地利活用促進助成事業	12

中小企業者への支援制度

◆事業所が被災した

中小企業被災資産復旧事業費補助金 (復旧補助金)	
内 容	東日本大震災により事業用資産が被災し、市内で事業を再開する中小企業者に、補助金が交付されます。
補助対象経費	建物及び付属設備、構築物、機械装置(自走式作業用機械装置は除く)
補助率	1/2
補助金額	限度額2,000万円
申請に必要なもの	①り災証明書(事業所用) ②補助対象経費が確認できる書類(見積書、工事契約書) ③個人事業主の場合は平成23年分所得税申告書、法人の場合は登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ④平成23年度固定資産内訳書、決算書
申請窓口	市役所商政課(4号棟 1階)

※申請にあたっては補助要件がありますので、ご相談ください。

被災中小企業復興支援補助金 (コンプレックス補助金)	
内 容	東日本大震災により事業所が全壊の被害を受け、市内で本設により事業を再開する中小企業者に、補助金が交付されます。
補助対象経費	建物、構築物、機械装置(自走式作業用機械装置は除く)
補助金額	宿泊業 限度額200万円 その他の業種 限度額50万円 他の補助金を受けていない事業者が事業所を本設する場合 限度額150万円
申請に必要なもの	①り災証明書(事業所用) ②補助対象経費が確認できる書類(見積書、工事契約書) ③個人事業主の場合は平成23年分所得税申告書、法人の場合は登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
申請窓口	市役所商政課(4号棟 1階)

※申請にあたっては補助要件がありますので、ご相談ください。

<p style="text-align: center;">中小企業等復旧・復興支援補助金 (グループ補助金)</p>	
市内被災事業者向け	<p>内 容</p> <p>東日本大震災により甚大な被害を受けた津波浸水地域において、県が指定した中小企業等グループ又は、構成員の施設及び設備の復旧に要する経費に対し補助金が交付されます。</p>
	<p>補 助 対 象 経 費</p> <p>グループ又は構成員の施設及び設備であって、中小企業等グループ復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な県内に所在する施設及び設備の復旧に要する経費</p>
	<p>補 助 率</p> <p>3/4</p>
	<p>申 請 に 必 要 な も の</p> <p>①り災証明書(事業所用) ②補助対象経費が確認できる書類(見積書、工事契約書) ③個人事業主の場合は平成23年分所得税申告書、法人の場合は登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ④決算書(直近3期分) ⑤納税証明書 ⑥会社案内 ⑦被災前に施設設備を所有していたことを証する書類</p>
	<p>申 請 窓 口</p> <p>岩手県商工労働観光部経営支援課 ・ 陸前高田商工会</p>

※申請にあたっては補助要件がありますので、ご相談ください。

◆テナント事業所で被災した

<p style="text-align: center;">テナント事業者本設店舗建設補助金 (テナント補助金)</p>	
市内被災事業者向け	<p>内 容</p> <p>東日本大震災により被害を受けた市内テナント事業者が、本設で施設設備を整備した際に補助金が交付されます。</p>
	<p>補 助 対 象 経 費</p> <p>建物及び付属設備、構築物、機械装置</p>
	<p>補 助 率</p> <p>1/3</p>
	<p>補 助 金 額</p> <p>限度額500万円</p>
	<p>申 請 窓 口</p> <p>市役所商政課 (4号棟 1階)</p>

※詳細はご相談ください。

◆起業したい

新規起業者支援事業費補助金 (新規補助金)						
起業者向け	内 容	市内で新たに事業を始める事業者に補助金が交付されます。				
		事業	対象経費	補助率	限度額	対象者
	補助対象経費	施設設備取得事業	建物及び付属設備、構築物、機械装置	2/3	100万円	新規起業者
					50万円	第二創業者
		商品開発事業	原材料費、検査費、市場調査費、広告宣伝費、展示会出展費、印刷費	1/2	30万円	新規起業者 第二創業者
		チャレンジショップ入居事業	チャレンジショップ入居に要する経費	10/10	20万円	新規起業者
申請に 必要なもの	①陸前高田商工会若しくは市内金融機関の指導を受けた事業計画書又は、ビジネスプランコンテストの成績を証明できる書類 ②事業費の根拠となる書類					
申請窓口	市役所商政課 (4号棟 1階)					

※詳細はご相談ください。

◆ユニバーサルデザインに配慮した事業所にしたい

中小企業復興店舗等整備補助金 (ユニバーサル補助金)		
市内事業者向け	内 容	ユニバーサルデザインに配慮した店舗等の整備をした事業者に補助金を交付されます。
	補助対象経費	高齢者等の移動上・利用上の利便性、安全性の向上のための整備に係る経費 (基準に適合するもの)
	補助率	10/10
	補助金額	店舗面積100㎡未満 限度額30万円 店舗面積100㎡以上 限度額50万円
	申請に 必要なもの	①建築確認済証及び建築確認申請書の写し ②工事契約書又は店舗購入契約書の写し
	申請窓口	市役所商政課 (4号棟 1階)

※詳細はご相談ください。

◆従業員の宿舎を整備したい

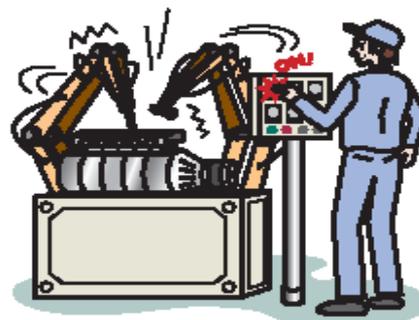
地域基幹産業人材確保支援事業 (基幹産業補助金)	
内 容	<p>【宿舎整備】 水産加工業業者が新規雇用者向けに宿舎を確保する際、補助金を交付します。</p> <p>【職場環境】 水産加工業者の女性従業員が働きやすい職場環境の整備をする際、補助金を交付します。</p>
補 助 対 象 経 費	<p>【宿舎整備】 宿舎の新築、増築、購入</p> <p>【職場環境】 備品費、工事費</p>
補 助 率	1/2
補 助 金 額	<p>【宿舎整備】 新築 限度額2,000万円 (新規雇用者1人あたり200万円以内) 中古 限度額1,000万円 (新規雇用者1人あたり100万円以内)</p> <p>【職場環境】 200万円</p>
申 請 に 必 要 な も の	経費の確認ができる書類 従業員名簿
申 請 窓 口	市役所商政課 (4号棟 1階)

※詳細はご相談ください。

◆設備投資したい

中小企業設備投資促進事業費補助金 (設備投資補助金)	
内 容	設備の近代化及び合理化を図るため取得する機械・装置等を設置する場合に要する経費に対し補助金を交付します。
対 象 業 種	製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所
補 助 対 象 経 費	設備の近代化及び合理化を図るため取得する機械・装置等を設置する場合に要する経費。
補 助 率	2/10
補 助 金 額	限度額500万円
申 請 に 必 要 な も の	機械・装置の取得予定が確認できる書類(見積書・カタログ・仕様書等)
申 請 窓 口	市役所商政課 (4号棟 1階)

※詳細はご相談ください。



◆税金の優遇を受けたい

特区制度による税制優遇	
内 容	指定された地域・業種で事業を行う場合、税金が優遇される場合があります。
対 象 業 種	陸前高田市が対象とする業種、岩手県が対象とする業種 ※詳しくはお問い合わせください。
優 遇 措 置 内 容	
① 雇 用 減 税	雇用者等に対して給与等を支給する場合、指定日以後5年間、給与等支給額の10%(平成31年4月以降に指定を受けた場合7%)を法人税等の20%を限度に控除 ※雇用者等:平成23年3月11日での被災3県等での「居住」又は「雇用」が確認できる者
② 設 備 投 資 減 税	「建物」、「建物付属設備」、「機械及び装置」及び「構築物」を取得し、事業の用に供した場合、一定の割合で特別償却又は税額控除(法人税等の20%相当額が限度)
③ 新 規 立 地 促 進 税	平成24年3月30日以降に新設された法人に限り、指定日以降5年間、課税を繰り延べ
※①、②、③は年度ごとにいずれか一つを選択適用となります。(地方税との併用は可)	
④ 開 発 研 究 用 資 産 減 税	開発研究用資産を取得して開発研究の用した場合、特別償却に加え、その償却費について研究開発税制を適用し税額控除
⑤ 地 方 税 の 減 税	(2)又は(4)の指定を受けた場合には、県や市町村で定めるところにより、新規共用資産に係る固定資産税、不動産取得税、事業税を減免
相 談 窓 口	市役所商政課 (4号棟 1階)

市内事業者向け

◆市内に進出(立地、増設)したい

立地奨励金 ・ 雇用奨励金 ・ 利子補給金			
内 容	市内に新たに工場等を立地する場合、または既に立地している事業所が拡張などにより定められた金額以上の設備投資を行った場合に奨励措置を受けられます。		
対 象 業 種	製造業・ソフトウェア業、自然科学研究所、道路旅客運送業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業、旅館・ホテル、その他市長が認める事業の用に供する施設		
奨 励 措 置	対象要件	交付額	限度
① 立地奨励金	新設:固定資産投資額が1,500万円以上	5年間 固定資産税相当額を交付	/
	増設:固定資産投資額の増加額が1,500万円以上		
② 雇用奨励金	市内に住む人を3人以上新規に正規雇用し、引き続き1年以上雇用した場合	新規雇用者 1人につき30万円を交付	/
③ 利子補給金	①立地奨励金の適用基準を満たしていること	金融機関等からの借入に対する利子補給金を3年間交付	借入平均残高の年3%が限度 対象借入金の額は3億円が限度
相 談 窓 口	市役所商政課 (4号棟 1階)		

全事業者向け

◆市内に進出(立地、増設)したい

立地促進補助金						
区 分	業 種	対象要件			補助額	限度額
		雇用人数	投資額	立地区域		
国の津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金(以下「津波立地補助金」という)の採択を受けていない場合	製造業	10人以上	新設1,500万円以上	・滝の里工業団地 ・三日市工業団地 ・長部漁港水産加工団地 ・復興居住区域	固定資産投資額の10分の1以内	1億5000万円
		5人以上	増設2,000万円以上			
	新設1,500万円以上					
	ソフトウェア業、自然科学研究所、道路旅客運送業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、旅館・ホテル、その他市長が認める事業の用に供する施設	増設2,000万円以上				
津波立地補助金の採択を受けた場合	津波立地補助金交付要件による(新設・増設共通)			陸前高田市の区域内	事業計画に係る補助金交付申請額と採択を受けた補助金の額の差額に相当する額、事業費の10分の3に相当する額又は3億円のうちいずれか低い額を限度とする。	3億円
相 談 窓 口	市役所商政課 (4号棟 1階)					

※詳細はご相談ください。

◆新規学卒者を雇用したら

企業雇用拡大奨励金	
内 容	市内に事業所があり、新規学卒者を6ヶ月以上常用雇用した事業主に奨励金を支給します。
支 給 対 象	採用から6ヶ月を経過する新規学卒者がある場合
支 給 額	新規学卒者の雇用一人につき、10万円を事業主に支給
申 請 時 期	新規学卒者を採用した日から6ヶ月経過後の翌月20日まで
申 請 に 必 要 な も の	①陸前高田市企業雇用拡大奨励金支給申請書 ②雇用証明書 ③雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
申 請 窓 口	市役所商政課（4号棟 1階）

※詳細はご相談ください。

◆土地利活用促進バンクを使用したら

土地利活用促進助成事業	
内 容	<p>「土地利活用促進バンク制度(※)」を利用して土地を購入し、家屋を建設した方に対し、土地と家屋の固定資産税相当額を『陸前高田地共通商品券』で支給します。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>※土地利活用促進バンク制度とは・・・</p> <p>高田地区及び今泉地区土地区画整理事業地区内のかさ上げ部及び平地部の未利用地について土地所有者と利用希望者を結びつけるため、市が所有者と利用希望者への連絡や調整を行う制度です。</p> </div>
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利活用促進バンク制度を利用し、対象となる土地を購入または賃貸借をし、家屋を取得した個人または法人 ・家屋の建設又は購入時に、被災者(被災事業者)に対する各種支援制度を受けていない個人または法人
対 象 家 屋	住宅、住宅兼店舗、店舗、貸家、事務所、事業所、倉庫等(建築基準法に基づく建築確認申請を行い、確認済証の交付を受けたものに限る。)
助 成 額	年間20万円上限 5年間助成 最大で100万円
申 請 時 期	対象物件に対する当該年度分の固定資産税を完納後
申 請 期 限	土地の引渡し日から3年以内に土地購入または、賃貸借契約日から2年以内に対象家屋を建設または購入していること。
対 象 区 域	高田地区、今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業区域内のかさ上げ部、平地部に換地され、土地利活用促進バンクに登録された土地
申 請 に 必 要 な も の	<ul style="list-style-type: none"> ①交付申請書 ②家屋の建築確認済証
相 談 窓 口	市役所都市計画課 (3号棟 1階)

※詳細はご相談ください。

陸前高田市 地域振興部 商政課

〒029-2292

陸前高田市高田町字鳴石42番地5

TEL 0192-54-2111

FAX 0192-54-3888

URL <http://www.city.rikuzentakata.iwate.jp/>